

特定非営利活動法人西東京花の会定款 目次

第1章 総則.....	2
第2章 会員.....	2
第3章 役員.....	3
第4章 会議.....	4
第5章 資産.....	6
第6章 会計.....	6
第7章 定款の変更、解散及び合併.....	7
第8章 公告の方法.....	7
第9章 事務局.....	7
第10章 情報公開.....	8
第11章 評価.....	8
第12章 雑則.....	8
附則.....	8

特定非営利活動法人西東京花の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人西東京花の会という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は東京都西東京市富士町二丁目13番20号におく。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、公園等の公共用地の植栽部分に市民が自発的に花の植え付け、管理を継続して行う市民参加花壇づくり事業、並びに各家庭や学校、事業所等への花による緑化の普及のための教育、啓発事業等を行うことにより、花と緑にあふれた都市環境を創出、保全し、もって武蔵野台地に生活環境と自然環境が美しく調和した景観をつくることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運動や活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 公共用地の花壇づくりに関する事業
 - 花壇苗の共同生産事業
 - 花壇の計画、植え付け、管理を行う事業
- (2) 花づくりに関する教育事業
 - 花づくりの講習会、セミナー、相談会等の開催事業
 - 花づくり教育に関する講師、指導員派遣事業
 - 花と緑のまちづくり相談員の養成教育事業
- (3) 花づくりに関する普及啓発事業
 - 機関紙、調査報告書等の出版物の発行
 - ホームページの開設、運営
 - 障害者や老人などの福祉関係施設への花づくり、園芸療法等の支援
 - 家庭、事業所等に対する花づくり、庭づくりの支援と助言
- (4) 花づくりに関する調査研究
 - 花の新品種、花づくり新技法の調査研究
 - 環境美化に活用できる地域通貨(クーポン)の調査研究
 - 個人の庭を一定期間公開、見学させるオープンガーデン方式の調査研究
- (5) 花と緑のまちづくりに係る団体との情報交換及びネットワークの構築
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上10人以内
 - (2)監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。

- (3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年間とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事は、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員は次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障や多忙等のため職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5)事業報告及び収支決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
- (9)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)事務局の組織及び運営
- (12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会に出席した正会員から選出する。

(総会の定数)

第26条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、総会審議事項通知後やむを得ない事由が生じた場合は、議決事項を追加できるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会での表決権利等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定及び次条第 1 項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名をしなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 15 条第 4 項第 5 号の規定に基づき理事会招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも 5

日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定によって表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したのとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はその議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理しその方法は総会に議決を経て理事長が定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は法第27条の各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 その法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前提の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算執行の追加及び更正)

第47条 予算成立後にこの法人が臨機かつ機動的な事業展開を進める上で新たな予算措置の必要がある場合には、理事会の議決を経て予算執行の追加及び更正をすることができる。

2 前項に掲げる予算執行の追加及び更正は、その執行後最初に開かれた総会において理事長はそのことを報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越さなければならない。

(臨機の措置)

第49条 予算において定めるもののほか、借入金の借入れ等新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を経なければならない。

(解散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は西東京市に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局長の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 情報公開

(透明性のある運営、活動への努力)

第58条 この法人はその運営と事業活動の状況についての情報の公開に努めるものとする。

2 法に定める事項以外の情報公開の方法等については総会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 評価

(評価システム)

第59条 この法人の運営と事業活動の改善、進展をはかるために、この法人独自の評価システムを構築して実施する。評価システムの方法等については総会の議決を経て理事長が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	富岡 紀康
副理事長	馬場 正司
副理事長	鈴木 清澄
理事	本橋 貞行
理事	上松 淳一
理事	小田 正行
理事	川島 ヨシ子
理事	島田 秀秋
理事	關 行裕
理事	柳澤 英之
監事	中田 益荒男
監事	中島 清光

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、総会設立の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費 正会員 2,000円 賛助会員(個人、団体) 1口 10,000円(1口以上)

本書を以って「特定非営利活動法人西東京花の会定款」の原本とする。

特定非営利活動法人西東京花の会